

議案第 5 号

桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成 20 年桐生市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「桐生市黒保根町水沼 347 番地 17」を「桐生市黒保根町水沼 347 番地 15」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 5 号 桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例案

国土調査の結果に基づき合筆の登記が完了したことに伴い、桐生市ふるさと探訪ふれあい館の所在地表記を改めようとするものです。